

## 加工食品の原料原産地表示の考え方

## 1 20食品群への拡大の考え方(「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向 報告書」より)

(加工食品の原料原産地表示の目的)

消費者の適切な選択に資する観点から、商品の品質に関する情報を適切に提供し、加工食品の原産地に関する誤認を防止する。

(義務表示対象品目の選定要件)

原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、  
製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

の要件については、具体的には、

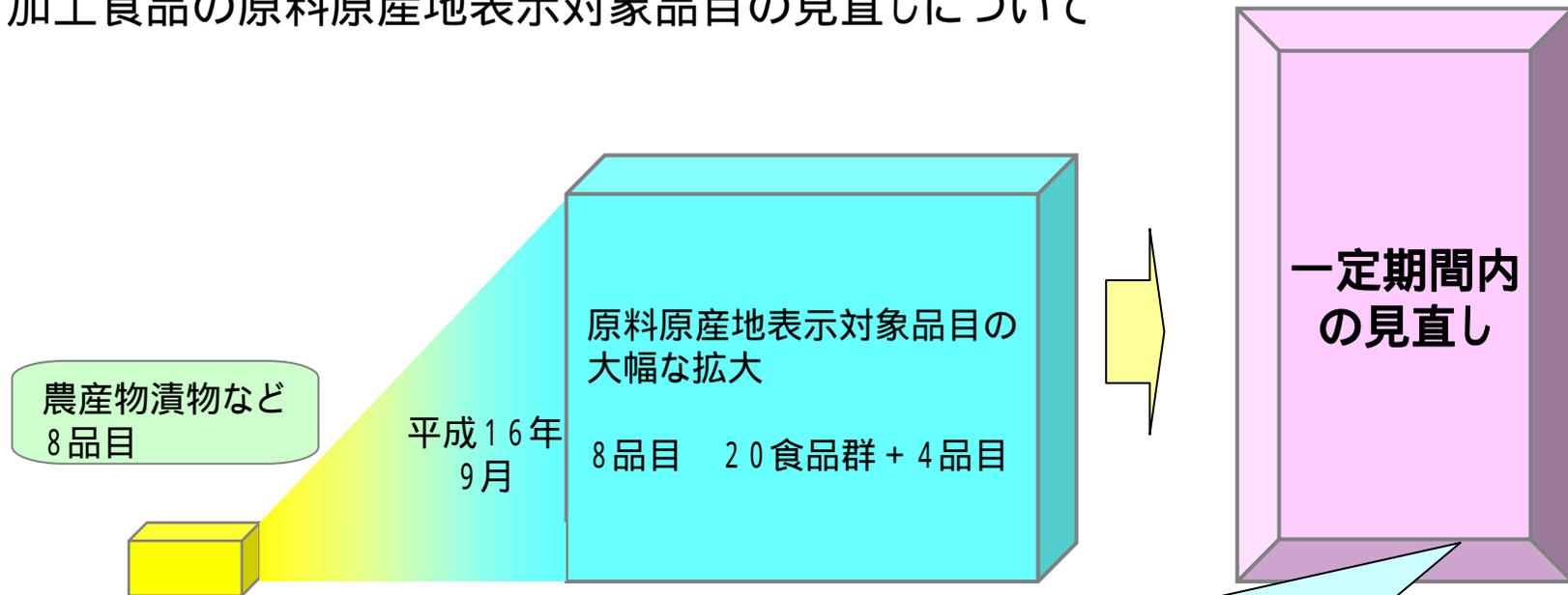
- ・ 加工の程度が比較的低い、言い換えれば生鮮食品に近い加工食品であること
  - ・ 原産地によって原料の品質に違いが見られ、商品の差別化(価格等を含む)がされていること
  - ・ 原料の調達先が海外も含め多様であること
- 等の要素を総合的に勘案する必要がある。

## 2 加工食品の原料原産地表示の対象品目 (平成18年10月より完全義務化)

	義務表示対象品目群		義務表示対象品目群
1	乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実	11	表面をあぶった食肉
2	塩蔵きのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実	12	フライ種として衣をつけた食肉
3	ゆで又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん	13	合挽肉、その他異種混合した食肉
4	異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実、その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの	14	素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのり、その他干した海藻類
5	緑茶	15	塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
6	もち	16	調味した魚介類及び海藻類
7	いりさや落花生、いり落花生及びいり豆類	17	ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
8	こんにやく	18	表面をあぶった魚介類
9	調味した食肉	19	フライ種として衣をつけた魚介類
10	ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵	20	4又は13に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの

注)このほか、農産物漬物、野菜冷凍食品、かつお削り節、うなぎ加工品は従来どおり表示が必要。

### 3 加工食品の原料原産地表示対象品目の見直しについて



原料原産地表示の対象品目については、

表示の実施状況

製造及び流通の実態

消費者の関心

等を踏まえて、必要な見直しを行うこととしている。

#### 4 見直しにあたってのご意見等(第24回共同会議議論から)

見直しには、拡大と縮小の両方の考え方があるのではないか。  
消費者への情報提供という観点からは、見直しに際し基本的には拡大の方向で取り組むべきではないか。

外国で生産された原料が国内で加工される割合が増加し、原料原産地表示に対する要望が高まっており、わかるものには表示していくべきではないか。

義務表示対象品目の基本的な選定の考え方を変更しないのか、基本的な考え方から再度検討するのか(必要に応じて、新たな考え方を検討することも考えられる)。

原料原産地表示は、消費者への情報提供の面と、生産地情報を伝え、正当な生産地産業が興るべきとの両方の面からの検討を行う必要があるのではないか。

義務化対象として要望のある品目についての、製造・流通等の実態の変化なども考慮して検討すべきではないか。

(参考:20食品群検討の際、課題となった主な事項)

- ・ 原材料の重量の考え方
- ・ 生鮮と加工食品の分類の考え方
- ・ 原料の原産地が製品ロットや季節により変わるものがある
- ・ 中間加工品などで原産地が不明のものがある

## 5 原料原産地表示の義務化対象要望品目

品目名	要望概要、背景	要望者
果実飲料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者の信頼性、選択性を高めて消費拡大を図るため</li> <li>・毎日の生活で頻繁に消費されているため</li> </ul>	消費者、農業生産者、地方自治体(政策提案)
野菜飲料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者への的確な情報提供のため</li> <li>・毎日の生活で頻繁に消費されているため</li> </ul>	消費者、農業生産者
緑茶飲料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑茶飲料は、緑茶と同様にお茶(抽出後)を飲むものであることから、緑茶と同様に扱うことが望ましいため</li> <li>・ペットボトル等、緑茶飲料の需要が急速に伸びているため</li> </ul>	消費者、農業生産者、地方自治体(政策提案)
豆腐・納豆	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近かつ伝統的な食品であり、国産原料を使用していると認識する消費者が多いため</li> </ul>	消費者、農業生産者
加糖あんを原料とする食品(あんパン等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加糖あんの輸入量が増加しているため</li> <li>・あんは伝統的な食品であり、国産原料を使用していると認識する消費者が多いため</li> </ul>	消費者、あん製造業者、地方自治体(政策提案)

品目名	要望概要、背景	要望者
もち(もち米粉を原料とするもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米粉調製品の輸入量が増加しているため</li> <li>・米粉調製品を使用したもちは米の風味が散逸しており、品質が劣るため</li> </ul>	もち製造業者
惣菜 (おでん種大根等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産原料と外国産原料の対等な競争のため</li> </ul>	農業生産者、地方自治体(政策提案)
牛肉加工品 (ハンバーグ、メンチカツなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用された牛肉についてどこの産地のものか知りたいため</li> </ul>	消費者、農業生産者
冷凍食品 (フライ種)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フライ種の冷凍食品が対象となっていないことは、消費者にとってわかりにくいいため</li> </ul>	地方自治体(政策提案)
昆布加工品 (昆布巻きなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昆布を使用した魚調製品の輸入が増加しているため</li> </ul>	漁業生産者、地方自治体(政策提案)
のりを使用した食品(おにぎりなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>おにぎり用など業務用の中国産、韓国産のりの輸入増加が見込まれるため</li> </ul>	漁業生産者、流通加工業者

6 要望品目のうち、「製造及び流通の実態」が変化したもの

(1) 品目(製品)の需要が増大、原料の輸入量の増加したもの

緑茶飲料の需要量の変化

	製造量(上段:単位(千キロリットル)、下段:H11を100とした指数)					
	H11	H12	H13	H14	H15	H16
清涼飲料水全体	15,167 100%	15,493 102%	15,859 105%	16,167 107%	16,162 107%	17,209 113%
緑茶飲料	661 100%	1,010 153%	1,421 215%	1,568 237%	1,783 270%	2,365 358%
清涼飲料水に占める緑茶飲料	4.4%	6.5%	9.0%	9.7%	11.0%	13.7%

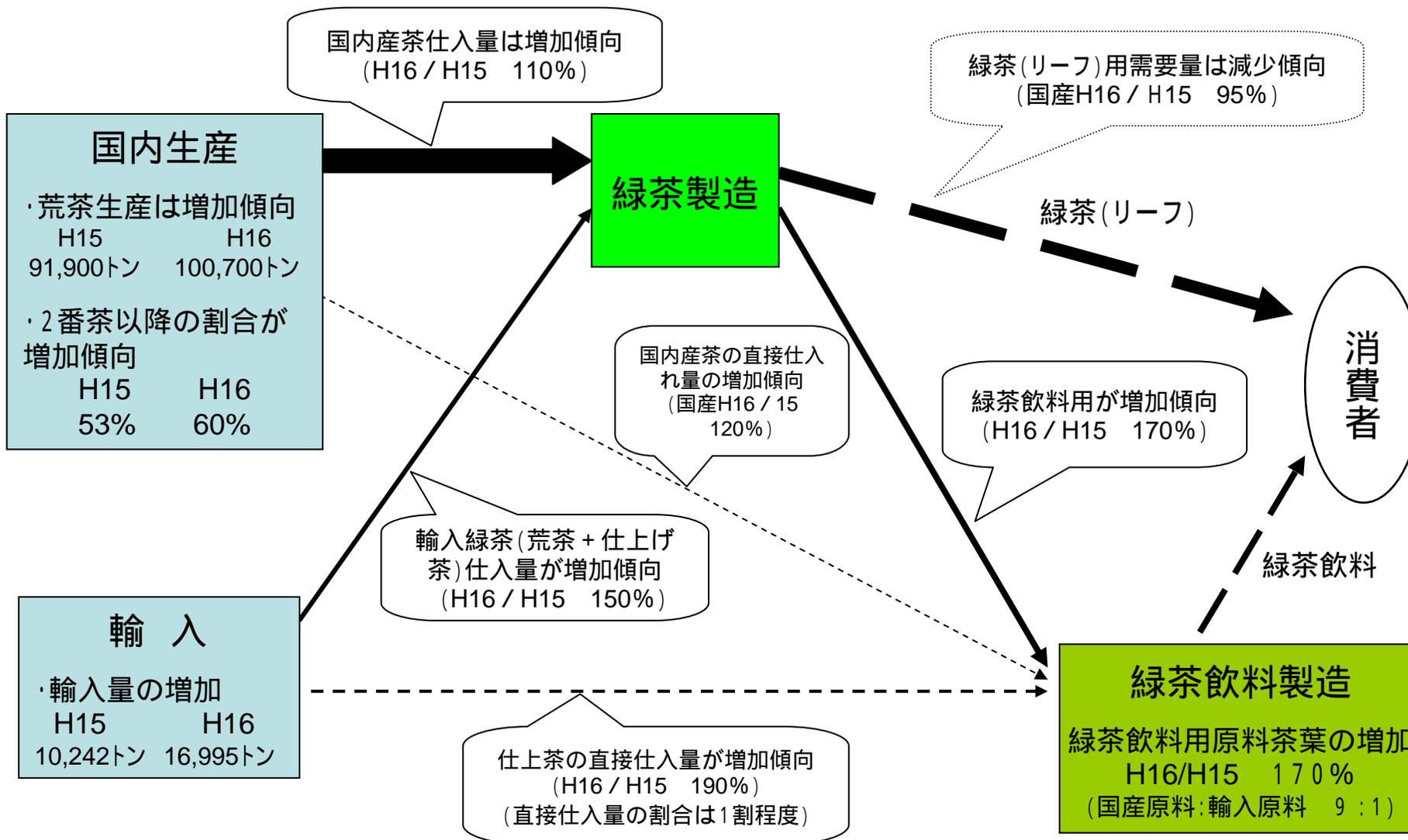
(資料:全国清涼飲料工業会)

緑茶の輸入の変化

	輸入量(上段:単位(トン)、下段:H11を100とした指数)					
	H11	H12	H13	H14	H15	H16
緑茶輸入量	12,047 100%	14,328 119%	17,739 147%	11,790 98%	10,242 85%	16,995 141%

(資料:貿易統計)<sup>7</sup>

# 緑茶の流通等の状況変化



注) 緑茶の流通状況の割合については、協力の得られた主な緑茶製造及び緑茶飲料製造業者への調査に基づき作成しているため、全てをカバーしているわけではない。

## 緑茶飲料における原料の原産地の表示状況

### (調査方法)

- ・ 都内のコンビニエンスストア、スーパーマーケット等で入手できる緑茶飲料を調査
- ・ その結果、16社18商品を確認(緑茶飲料として出回っているもの全てではない)

### (原料原産地表示の状況)

- ・ 一括表示欄への表示があったもの : 1商品  
(外国産と国産を使用割合も併せて表示)  
「緑茶(中国産有機栽培煎茶55%、国産煎茶45%)」
- ・ 産地の強調表示があったもの : 12商品  
(12商品全て、国産使用である旨の強調表示)  
強調表示の例: 「国産茶葉100%使用」  
「茶100%使用」  
「厳選された産茶葉」等
- ・ 表示のないもの : 5商品

(2) 加工食品の原料として中間加工された調製品等の輸入量が増加したもの

品目名 (調製品等の名称)	調製品の輸入量(単位:明示していないものはトン)					
	H11	H12	H13	H14	H15	H16
果実飲料(果汁) (単位:キロリットル)	212,095 100%	214,566 101%	251,449 119%	229,134 108%	219,492 103%	263,532 124%
うちかんきつ類果汁	109,011 100%	110,442 101%	131,916 121%	128,253 118%	116,308 107%	137,153 126%
うちりんご果汁	59,960 100%	60,773 101%	78,030 130%	60,769 101%	60,515 101%	75,565 126%
野菜飲料(野菜果汁)	75,822 100%	87,310 115%	89,635 118%	76,145 100%	79,125 104%	89,430 118%
うちトマト果汁(濃縮ト マト) 1	59,381 100%	64,274 108%	61,893 104%	54,550 92%	56,380 95%	62,186 105%
うちにんじん果汁	10,771 100%	16,795 156%	21,169 197%	17,169 159%	18,091 168%	21,790 202%
加糖あん(さやなしのさ さげ属又はいんげん豆属 の豆の加糖調製品)	55,305 100%	58,113 105%	70,410 127%	80,037 145%	80,622 146%	84,950 154%

注1) 下段は、平成11年に対する割合

(資料:貿易統計)

10

1 貿易統計の関連品目を合計したもので、全てが野菜飲料の原料となっているわけではない。

品目名 (調製品等の名称)	調製品の輸入量(単位:明示していないものはトン)					
	H11	H12	H13	H14	H15	H16
もち(米粉調製品) 2	97,970 100%	107,134 109%	106,157 108%	102,499 105%	111,761 114%	122,324 125%
昆布加工品 (昆布調製品) 3	598 100%	419 70%	429 72%	488 82%	497 83%	500 84%
参考 さけ調製品 4	1,425 100%	2,064 145%	3,293 231%	5,326 374%	6,020 422%	8,178 574%
参考 にしん調製品 4	1,440 100%	1,658 115%	2,344 163%	2,135 148%	2,267 157%	2,651 184%
のりを使用した食品 (板のり) (百万枚)	60 100%	106 177%	147 245%	149 248%	209 348%	225 375%

(資料:貿易統計)

注1) 下段は、平成11年に対する割合

- 2 米粉調製品の全てがもちに加工されているわけではない。
- 3 昆布調製品は、輸入割り当て品目であり、500トンの割り当て内での輸入量となっている。
- 4 さけ調製品の内訳は、味噌漬け、フレーク、スモークサーモン、昆布巻き等、にしん調製品の  
内訳は、甘露煮、昆布巻き等であり、輸入された調製品の全量が昆布加工品として利用され  
ているわけではない。